

「No more 労働災害」キャンペーン実施要綱

刈谷労働基準監督署

1 趣 旨

平成 25 年から始まった 5 か年計画「第 12 次労働災害防止計画」は、平成 29 年に最終年を迎え、目標である年間死傷者数を 378 人以下とするため、各種取組みを行ってきました。しかし、刈谷署管内における労働災害の死傷者数は、平成 25 年から減少傾向にあったものの、平成 28 年に増加し、その増加幅は、愛知局 14 署の中で最悪の結果となりました。そして、平成 29 年においても、その増加傾向に歯止めがかからず、目標達成が非常に厳しい状況にあります。

第 12 次労働災害防止計画実施期間もいよいよ終盤を迎える中、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることがあってはならないことを今一度再認識し、「災害ゼロは実現できる」との強い信念を持って、事業者、労働者、関係団体等が一体となって労働災害防止に取り組む「No more 労働災害」キャンペーンを展開し碧海地域の労働災害撲滅を目指します。

2 実施期間

平成 29 年 10 月 1 日 ～ 平成 29 年 12 月 31 日

3 主 唱 者

刈谷労働基準監督署

4 協 賛 者

一般社団法人刈谷労働基準協会、建設業労働災害防止協会愛知県支部刈谷分会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部

5 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 事業場の行う実施事項等への支援・指導
- (2) 労働災害防止講習会の開催
- (3) 「No more 労働災害」キャンペーン啓発のポスター・リーフレット配布等による広報

6 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる労働災害防止の取組に向けた所信表明
- (2) 以下の実施状況を重点に置いた事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (3) 論理的な安全衛生管理の考え方に基づく労働災害防止対策の実施
- (4) 作業員による安全作業手順書の再読・再確認及び管理者による遵守状況の確認
- (5) 階段からの墜落・転落対策、躓き・滑りによる転倒対策の実施
 - ・ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）の積極的な推進
 - ・ 転倒しにくい作業方法の決定及び実行。作業に適した靴の着用
 - ・ 転倒危険情報の共有。表示等による注意喚起
- (6) はしご、脚立からの墜落・転落対策の実施
 - ・ はしごの上部・下部の固定状況の確認や脚立設置場所の確認
 - ・ 3 点支持による作業の徹底
- (7) 清掃、調整等の際に機械の確実な停止の徹底
- (8) 荷役作業における労働災害防止対策の実施
 - ・ 荷主等による陸運事業者と連携した荷役災害防止の取組
 - ・ 陸運事業者の自社構内における労働災害防止対策の積極的な取組